

(総則)

第1条 発注者は、受注者に対して、別添の委託仕様書又は特記仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を委託し、受注者はこれを受託する。

2 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

3 この契約の履行に関して発注者と受注者間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

7 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法の遵守)

第2条 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(処理の方法)

第3条 受注者は、仕様書及び発注者の指示監督に基づいて、委託業務を実施（処理）しなければならない。

2 受注者は、仕様書に定めのない事項については、発注者と協議して業務を実施するものとする。

(委託内容)

第4条 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

[特管]

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

2 発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量等は、委託設計書及び仕様書に定めるとおりとする。

3 受注者は、発注者から委託された前項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の①から⑥の最終目的地に搬入する。

① UBE 三菱セメント株式会社 九州工場黒崎地区

氏 名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所： _____
 許可都道府県・政令市： _____
 許可の有効期限： _____
 事業の区分： _____
 産業廃棄物の種類： _____

許可の条件：
許可番号：
事業所の名称：UBE三菱セメント株式会社 九州工場黒崎地区
所在地：北九州市八幡西区洞南町1番1号

② UBE 三菱セメント株式会社 九州工場苅田地区

氏名：
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所：
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：
事業所の名称：UBE三菱セメント株式会社 九州工場苅田地区
所在地：福岡県京都郡苅田町松原町12番地

③ 北九州市環境局 日明工場

氏名：北九州市長 武内和久
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所：北九州市小倉北区内1番1号
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：
事業所の名称：北九州市環境局日明工場
所在地：北九州市小倉北区西港町96番地の2

④ 北九州市環境局 皇后崎工場

氏名：北九州市長 武内和久
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住所：北九州市小倉北区内1番1号
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業の区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：
事業所の名称：北九州市環境局皇后崎工場
所在地：北九州市八幡西区夕原町2番1号

⑤ 日明汚泥燃料化センター

氏 名： 北九州市上下水道局長 持山泰生
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： 北九州市小倉北区大手町1番1号
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業所の名称： 北九州市上下水道局日明浄化センター
所 在 地： 北九州市小倉北区西港町96番地の3

⑥ 北九州市響灘西地区廃棄物処分場

氏 名： _____
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業所の名称： 北九州市響灘西地区廃棄物処分場
所 在 地： 北九州市若松区大字小竹地先

4 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わないものとする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第5条 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受注者に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ その他取扱いの注意事項

2 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があつた場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は通知する変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議のうえ定めることとする。

3 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。

4 受注者は、発注者の記載する産業廃棄物のマニフェストの記載事項に虚偽又は記載漏れがある

場合、委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

- 5 発注者は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を受注者に提示する。

産業廃棄物の種類： 汚泥 _____

提示する時期又は回数： 年1回 _____

(委託料の支払)

第6条 受注者は、発注者により委託業務の履行を完了した確認を受けた後に、発注者の指定する方法により、3ヶ月に1回、委託料を請求するものとする。

- 2 発注者は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

- 3 発注者の責に帰すべき理由により委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額につき、当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約保証金の還付)

第7条 発注者は、受注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。

(業務計画書等の提出)

第8条 受注者は、委託業務の実施(処理)に当たり、あらかじめ業務対象(内容)を調査の上、業務計画書等を作成し、発注者に提出してその承認を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の受注者から提出された業務計画書等の内容に不適当な箇所があると認めるときは、受注者に指示して、当該箇所の変更又は修正をさせることができる。

(報告義務等)

第9条 受注者は、速やかにマニフェスト及び仕様書に定める業務報告書を作成して発注者に提出し、委託業務の実施結果及び処理状況を報告しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務の実施(処理)に当たって事故が発生したとき、又は発生するおそれがあると認めるときは、直ちに発注者に通知するとともに、事故に対し十分な措置を講じなければならない。
- 3 受注者は、仕様書に定める方法以外の方法で委託業務を処理する必要が生じたとき、又は委託業務に付随して実施する必要がある業務が生じたときは、発注者に、直ちにその旨を報告し、発注者と協議して業務を実施するものとする。

(調査等)

第10条 発注者は、受注者の委託業務の実施(処理)状況について随時に調査し、必要な報告を求め、又は監督するとともに、受注者に必要な指示をすることができる。

(再実施の請求等)

第11条 発注者は、受注者の実施(処理)した委託業務が仕様書に定めるところに適合しないときは、受注者にこれに適合させることを請求し、受注者は、再実施(処理)による履行の追完をしなければならない。

(従事者の配置等)

第12条 この委託業務に従事する受注者の職員(以下「従事者等」という。)については、仕様書に定めるところにより、事前に必要書類を提出しなければならない。

- 2 受注者は、やむを得ない理由により従事者等の異動又は交替を行う場合は、事前に発注者に通知しなければならない。

(従事者等の指導・監督等)

第13条 受注者は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)等労働関係法令を遵守するものとし、従事者等に関する指導監督及び人事管理又は労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

2 受注者は、委託業務を完全に履行するため、業務責任者を定め、委託業務の遂行に当たっての指導監督をさせなければならない。

(契約の変更等)

第 14 条 発注者は、必要がある場合は、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除し、若しくは変更し、又はその履行を一時中止させることができる。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を補償するものとし、その補償額は、発注者と受注者協議して定める。

3 第 1 項の規定により契約内容を変更する場合において、委託料が増加するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の金額を変更するものとする。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第 15 条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、委託料その他の契約内容を変更することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による契約内容の変更の場合に準用する。

(発注者の解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

(1) 委託業務の実施が著しく不相当若しくは不誠実であることが明らかであり、又はこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(2) 発注者に対し、不法行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行ったとき。

(3) 市の登録業者として不相当と認められる行為があったとき。

(4) この契約の締結又は履行に当たり、不正の行為があったとき。

(5) 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、そのことによりこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

(6) 第 20 条の規定によらないで、受注者から契約解除の申出があったとき。

(7) 第 31 条又は第 34 条の規定に反する行為を行ったことを発注者が認めたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、この契約又は北九州市上下水道局契約規程（昭和 39 年北九州市水道局管理規程第 25 号）により準用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号）に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。ただし、契約保証金を納付していないときは、受注者は委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 受注者が、この契約に定める条項に違反した場合で、契約を解除するまでに至らなかったときは、発注者は、受注者に支払うべき委託料を減額して支払うことができる。この場合における減額の割合については、発注者の認定によるものとし、受注者はこれに異議を申し立てないものとする。

(暴力団関与の場合の解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなくこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品等供給契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定

する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

- (3) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第7号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合は、受注者は委託料の10分の1に相当する金額を違約金として発注者に納付しなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為の場合の解除権)

第18条 発注者は、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。第24条において同じ。)又は受注者の使用人(支店若しくは営業所(常時物品等供給契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で役員を除く。第24条において同じ。)がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく契約を解除することができる。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに對する同法第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第19条 この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(受注者の解除権)

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 第14条第1項の規定により、発注者が履行を一時中止させる場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。
 - (2) 第14条第1項の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の委託料の2分の1以下に減少することとなるとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(違約金等の徴収方法)

第21条 発注者は、この契約に基づき受注者から違約金等を徴収することができるときは、受注者に支払うべき委託料から控除し、なお不足額があるときは、これを受注者から追徴することができる。

(損害賠償責任)

第 22 条 受注者は、この委託業務の実施（処理）に当たり、受注者の責めに帰すべき理由により、発注者（発注者の財物を含む。）に損害を与えたときは、発注者に対し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、第三者（発注者の職員を含む。）の身体又は財物に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（免責事項）

第 23 条 受注者は、次に掲げる場合に起因する損害については、賠償の責めを負わない。

(1) 天災事変、暴動その他不可抗力による場合

(2) 建造物、施設若しくは物品（以下「建造物等」という。）自体のかし又は建造物等に係る発注者の管理のかしに基づく場合

(3) 受注者がこの委託業務の実施中に、発注者（発注者の職員を含む。）の故意又は過失により第三者の身体又は財物に損害を与えた場合

（談合等に伴う損害賠償）

第 24 条 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第 18 条各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として委託料の 10 分の 1 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。

3 第 17 条第 3 項の規定は、第 1 項の賠償金（第 18 条の規定による解除があった場合に限る。）について準用する。

（業務従事者損害の負担）

第 25 条 委託業務の実施（処理）に当たって、受注者の従事者等が損害を受けたときは、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（保証人への履行請求）

第 26 条 受注者が保証人を立てたときは、発注者は、受注者が委託業務を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、保証人に対し、委託業務の履行を請求することができる。ただし、発注者は、第 16 条第 1 項の規定によりこの契約を解除することを妨げられない。

2 保証人は、前項の規定による請求があったときは、受注者に代わってその履行の責めを負うものとする。

3 発注者は、第 1 項の規定により委託業務の履行を請求したときは、受注者がその請求のときまでに履行した部分で、発注者の検査に合格したものに対する委託料については受注者に支払い、保証人が自ら履行した部分については、当該部分に対する委託料を保証人に直接支払うものとする。

（施設等の供与）

第 27 条 発注者は、受注者が委託業務を実施（処理）するに当たり、必要と認める範囲の施設及び物件等を受注者に無償で供与するものとする。

2 発注者は、受注者が委託業務を実施（処理）するために直接必要とする電力、用水等があるときは、受注者に無償で供給するものとする。

3 受注者は、前 2 項に規定するものを除き、この委託業務を実施するために必要な費用をすべて負担するものとする。

（解除等に伴う措置）

第 28 条 この契約が解除され、又は契約期間が満了したときは、受注者は、発注者の指定する期間内に、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、発注者が受注者と再度この委託契約を締結したとき、又は発注者が措置する必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 発注者から供与された施設及び物件等があるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

(2) 発注者の施設及び物件等に委託業務を実施（処理）するために必要な機械器具等を設置して

いるときは、速やかに原状に復して、発注者に返還又は明渡しをすること。

- 2 受注者が、正当な理由がなく発注者の指定する期間内に前項の措置をとらないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の措置を行い、施設及び物件等を原状に復すことができる。この場合において、受注者は、発注者の措置等に対して異議を申し立てることができないものとし、発注者の措置等に要した費用を負担しなければならない。

(契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い)

第 28 条の 2 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 29 条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 30 条 受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得て法令の定める再委託基準に従う場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第 31 条 受注者は、委託業務の実施（処理）上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(特許権等の使用)

第 32 条 受注者は、委託業務を実施（処理）するに当たり、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(緊急時の措置)

第 33 条 発注者は、この委託業務の実施（処理）に当たり緊急に必要と認めるときは、受注者に対し、臨機の措置をとることを求めることができる。

(個人情報の保護)

第 34 条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、委託業務の実施（処理）により知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 3 受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、法第 20 条に基づき、偽りその他不正な手段により取得してはならず、また、法第 18 条に基づき、あらかじめ本

人の同意を得ずにその業務の目的の達成のために必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 4 受注者は、委託業務の実施（処理）により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 5 受注者は、委託業務を実施（処理）するに当たって個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、委託業務の実施（処理）上得た個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものについて、業務完了後直ちに発注者に返却するか又は発注者の立会いのもとに廃棄しなければならない。
- 7 受注者は、委託業務の従事者に対し、法第176及び第180条に定める罰則の適用について周知するとともに、個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事項の周知を徹底させなければならない。
- 8 受注者は、個人情報に関し事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

（契約の費用）

第35条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（協議）

第36条 この契約に定めのない事項については、北九州市上下水道局契約規程により準用する北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者協議して決定する。ただし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。